

大分県防災映像共有システム監視用 パソコンの調達に係る入札説明書

(担当部局)

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部公共工事入札管理室

電話番号（直通）097-506-4534

入札説明書

大分県防災映像共有システム監視用パソコンの調達に係る入札等については、関係法令に定めるもののほかこの入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年10月22日（水曜日）

2 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

大分県防災映像共有システム監視用ノート型パソコン 22台

詳細は、「調達仕様書」のとおり

(2) 借入期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日までの長期継続契約とする。

ただし、パソコン納品日から令和8年2月28日までの期間については動作確認のための試用期間および配備場所への設置作業期間とし、賃借料は発生しないものとする。

(3) 納入期限

令和8年2月10日（火曜日）

(4) 納入場所

大分県大分市大手町3丁目1-1 大分県土木建築部公共工事入札管理室

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年5月1日大分県告示第255号）」のうち、リース・レンタルとしての業種区分を取得している者。

(3) この公告の日から8に掲げる開札までの間に、「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（令和2年9月1日大分県告示第507号）」に基づく指名停止期間中となっていないこと。

(4) 納入しようとする物品の機能等証明書など（別添）を令和7年11月12日（水曜日）17時までに大分県土木建築部公共工事入札管理室公共工事システム班へ提出し、審査を受け、承認を得た者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 入札方法

- ア 入札金額は、1ヶ月の賃貸借料とする。見積にあたっては60ヶ月賃貸借料率で計算し、1ヶ月の賃貸借料を算定すること。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（月額）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（月額）の110分の100に相当する金額（月額）を入札書に記載すること。
- ウ 入札は、大分県共同利用型電子入札システム（物品・役務）（以下「電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、「大分県電子入札運用基準（物品・役務）」によるものとする。

5 物品等電子入札システムおよび契約の手続において使用する言語および通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 物品等電子入札システムによる入札参加申請期限

令和7年11月4日（火曜日）午後5時00分まで

7 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和7年11月20日（木曜日）午後5時00分まで

8 物品等電子入札システムによる開札

令和7年11月21日（金曜日）午前10時00分

9 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時および最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

10 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 20 条第 3 項第 2 号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

12 入札参加時の注意点

入札には、3（2）に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに付帯する一切の自公の権限を有する者として登録を受けた者が参加することを原則とする。

13 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

14 落札者の決定方法

- （1）有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- （3）再入札は 2 回までとし、再入札の結果、落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

15 質問受付

この入札に関する質問については、電子メールにて下記送付先へ送信すること。電子メール本文に質問事項の他、質問者の会社名、担当者の部署・氏名、メールアドレス、電話番号を記載すること。質問への回答は電子メールで行うほか、大分県ホームページおよび大分県共同利用型入札情報サービスシステムに掲載する。

なお、質問の受付は令和 7 年 11 月 11 日（火曜日）17 時までとする。

質問送付先： 大分県公共工事入札管理室 a17050@pref.oita.lg.jp

16 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

以上